

令和8年度東広島市立三津小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、三津小学校として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「東広島市立三津小学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市町・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する（以下、いじめ防止基本方針）。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 三津小学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談(教職員による教育相談及び心のサポーター等)を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(3) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。そのためには、定期的に研修を開いたり、職員朝会や暮会などで話をしたりする。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(4) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 いじめの防止等に関する取り組み

本校はいじめ防止のため、「いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、いじめの防止等のための対策を推進する。

(1) いじめの防止等に係る組織

ア いじめの防止等に等に関しては、いじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織(「いじめ防止委員会」を置く。委員は、校長が指名し、生徒指導主事を長として次の職員で構成する。

(教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、心のサポーター)

イ 「いじめ防止委員会」を校務運営組織に位置づける。

(2) いじめの防止等に係る指導

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

ウ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

エ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

オ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族・相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 生徒指導体制及び教育相談体制

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別

面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(4) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市教育委員会への通告・指導のもと早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

5 いじめに対する措置

(1) 早期発見のための措置

ア 学級担任は、休み時間や給食の時間の児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつも何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

イ 生徒指導担当者は全教職員との連携を図り、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

ウ 管理職は学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(2) いじめへの対応

ア 関係児童から、ていねいな事実確認を行う。必要に応じて、当事者だけでなく、周辺児童への聞き取りも行う（原則、複数で話を聞く）。

イ 事実確認したことを、生徒指導主事、管理職と連携し、指導方針を確認する。確認したことをもとに、児童への指導を行い、必要に応じて謝罪の場を設ける。

ウ 加害・被害児童、両方の保護者連携を行う。把握した事実と学校の対応をていねいに伝える。必要に応じて、今後の再発防止への取組を伝える。

エ 必要な場合は、教育委員会等、関係機関との連携を図る。被害児童への心のケア等も必要に応じて行うとともに、加害児童への支援にも取り組む。

6 重大事態への取り組み

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合、学校は速やかに学校の設置者に報告するとともに、対策チームを編成し、調査等の適切な取組を行う。

(1) 本校の重大事案発生時の取組

- ア 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。
- イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校内に置き、調査する。
- ウ 学校は、いじめ防止委員会を開催し、市教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告する。
- エ 児童の命を守り切るという姿勢を貫き、対応する。

7 見直し

「東広島市立三津小学校いじめ防止基本方針」は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。